(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線 (仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

環境影響評価方法書 説明会

(1)環境影響評価について

令和元年8月21日(水) 小海町役場2階大会議室 22日(木) 佐久市役所8階会議室 23日(金) 南牧村中央公民館・南牧村野辺山基幹集落センター 26日(月) 八千穂福祉センター 27日(火) 川上村文化センター

> 北相木村中央公民館 南相木村公民館

29日(木)

長野県 建設部 都市・まちづくり課

《都市計画に位置付けることとした経過について》

- ●中部横断自動車道は・・・
 - ○長野県都市計画ビジョン ○佐久圏域マスタープラン
 - ○佐久都市計画区域マスタープラン

→ 上位計画に位置付けた道路

- ●中部横断自動車道が整備されると・・・
 - 〇地域産業の活性化 〇2
 - ○公共交通の利便性の向上
 - ○地域の生活交通の円滑化
- ○沿道環境の改善

etc



- 〇円滑な地域活動を支える
- ○生活者の利便性の向上
- ○良好な地域活動の確保・保持

事業計画の熟度の高まり



都市計画に位置づけることを決定

※事業予定者より環境影響 評価の手続を引き継ぐ

《環境影響評価について》

1)環境影響評価とは

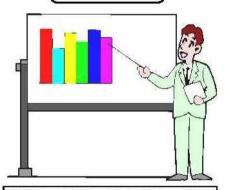
大規模開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境保全のための措置を検討することにより、環境により配慮した事業にしていくための制度です。

調査



事業を実施しようとする地域 及びその周辺の環境が、現在 どのような状況にあるのか、 必要な情報を収集します。

予測



事業の実施が環境にどのような影響を与えるのか、科学的な知見に基づき予測します。

評価

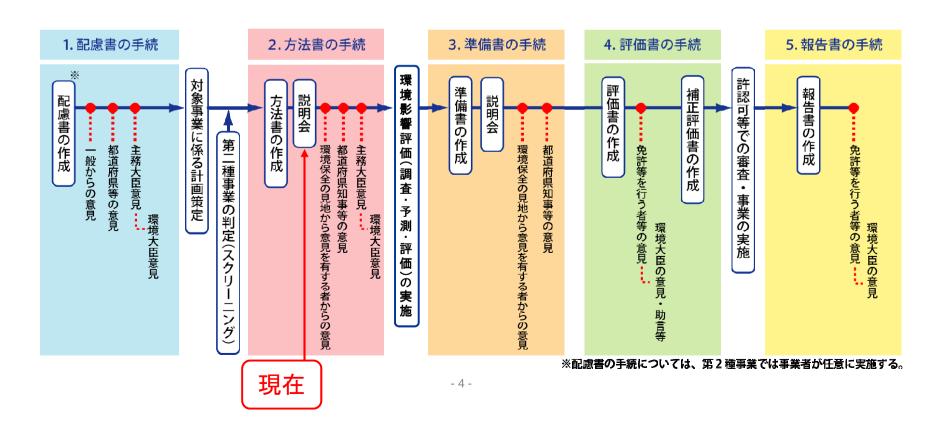


予測結果から環境に与える 影響の程度を評価し、影響を 回避・低減するための環境 保全措置を検討します。

《環境影響評価について》

2)環境影響評価の手続について

環境影響評価は、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える 影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地 方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業予定者 自らが調査・予測・評価を行います。



《環境影響評価について》

3)環境影響評価と都市計画について

【対象事業が都市計画に定められる場合】

環境影響評価実施者 = 事業予定者(国土交通省) 環境影響評価法第38条の6の特例が適用 環境影響評価その他手続 = 都市計画決定権者(長野県) 《環境影響評価法第38条の6》 ・都市計画決定権者が事業予定者に代わり、環境影響評価その他 の手続を都市計画の手続と併せて行う

